

日本遺産「那須野が原」ポタリング推進事業 公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

本事業は、自然、食、温泉などの既存観光と日本遺産を結びつけたモニターツアーや、その分析結果を基とした魅力的な周遊コースの開発などを行うことで、「日本遺産を巡るポタリング」を推進し、観光客の滞在時間の延長・周遊の促進を図るとともに、持続的な着地型旅行商品の開発につなげるものとする。

業務受託者の選定にあたっては、業務の遂行能力のみならず、自転車事業に関するこれまでの実績、企画力や情報発信等も含め、提案内容を総合的に評価し、最も適した者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

日本遺産「那須野が原」ポタリング推進事業

(2) 業務内容

別紙「日本遺産『那須野が原』ポタリング推進事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日の翌日から令和4年3月4日（金）まで

(4) 提案上限額

3,452,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 那須塩原市、大田原市、矢板市又は那須町の入札参加資格を有すること。

ただし、参加申請書提出日までに入札参加資格の取得が間に合わない場合は、企画提案書提出日までに入札参加資格を取得すること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市、大田原市、矢板市又は那須町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 本事業公募時点で事業者の本社所在地における都道府県知事、那須塩原市、大田原市、矢板市及び那須町からの指名停止等の措置を受けていないこと。

(5) 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第4号又は同条第5号の規定に該当しないものであること。

(6) 同種又は類似の履行実績を有するもの。

4 プロポーザルの日程

- | | |
|-----------------|---------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和3年8月6日(金) |
| (2) 参加申請書提出期限 | 令和3年8月20日(金)まで(必着) |
| (3) 質問書受付期限 | 令和3年8月20日(金)まで(必着) |
| (4) 質問回答書の送付予定日 | 令和3年8月24日(火) |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和3年9月6日(月)まで(必着) |
| (6) 審査の実施 | 令和3年9月7日(火)～9月9日(木) |
| (7) 審査結果の通知 | 令和3年9月10日(金) |

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒325-8501

栃木県那須塩原市共墾社 108-2

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局

那須塩原市産業観光部商工観光課観光係(担当:石川)

電話 0287-62-7156

FAX 0287-62-7223

電子メール k-shoukoukankou@city.nasushiobara.lg.jp

(2) 募集方法

実施要領・仕様書等について、印刷物での配布は行わないので、那須塩原市ホームページ(<http://www.city.nasushiobara.lg.jp>)からダウンロードすること。

(3) 参加申請書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの参加を申請する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

①提出期限 令和3年8月20日(金)まで(必着)

②提出書類 ア 参加申請書【様式第1号】

イ 会社の概要が分かるパンフレット等(様式自由)

※参加申請後、都合により辞退する場合については、速やかに辞退届【様式第2号】を提出すること。なお、辞退の期限は企画提案書提出期限と同日とする。

③提出先 5(1)に同じ

④提出方法 持参(閉庁日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで)又は郵送(書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。)

(4) 質問書の受付及び回答

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、質問書により受け付ける。

- ①提出期限 令和3年8月20日（金）12時必着
- ②提出先 5(1)に同じ
- ③提出方法 電子メール
質問書【様式第3号】を使用し、次の点に留意して記載すること。
件名は、「日本遺産ポタリングに関する質問：+（参加者名称）」とすること。
- ④回答方法 全参加表明者に通知するとともに、那須塩原市ホームページにて回答する。なお、本業務に直接関係のある質問のみに回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
- ⑤回答予定日 令和3年8月24日（火）

(5) 企画提案書の提出

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次の必要書類を正本1部、副本5部提出すること。

- ①提出期限 令和3年9月6日（月）必着
- ②提出書類 ア 企画提案書表紙【様式第4号】
イ 企画提案書（任意様式）
ウ 業務実施体制図【様式第5号】
エ 履行実績【様式第6号】
オ 見積書及び内訳書（任意様式）
カ マップのサンプル品（実績がある場合）
- ③提出先 5(1)に同じ
- ④提出方法 持参（閉庁日を除く。午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送（書留郵便や宅配便で送達確認ができるものに限る。）

(6) 企画提案書の内容

提案に当たっては、日本遺産の趣旨を理解の上、下記の事項に配慮し、その手法を提案すること。

- ①連携予定の自転車関連団体
- ②予定するモニターツアーの概要（コース、体験メニューなど）
- ③業務スケジュール
- ④新型コロナウイルス感染症対策

(7) 提出書類の作成及び提出上の注意事項

- ①使用する文字のフォントは10.5ポイント以上（図表内の文字を除く。）とすること。
- ②企画提案書、見積書、業務実績については、表紙に「日本遺産『那須野が原』ポタリング推進事業」と名称を明記し、左端をステープルで仮綴とする。
- ③提出後の資料の再提出、差替え及び修正は原則認めない。

6 審査及び契約候補者の特定

- (1) 委託業者は、選考委員会の評価に基づき会長が決定する。
- (2) 選考は、提出された企画提案書及び見積書について、評価基準書に基づき書面審査により行う（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。）。
- (3) 書面審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として特定する。
- (4) 評価点が同点の場合は、業務実施の点数が高い者とする。
- (5) 上記点数も同点の場合は、選考委員会の合議により決定する。
- (6) 審査の結果は、令和3年9月10日（金）に書面にて通知する。同日までに通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。
- (8) 選考委員会は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局職員5名で構成する。

7 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。

ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

8 その他留意事項

- (1) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は協議会に請求できない。
- (2) 企画提案書の提出をもって、参加提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。なお、提案募集に参加する場合は、本実施要領、仕様書を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 提出された書類は一切返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。